

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定によつて、次のとおり都市計画事業を施行する。

平成二十九年十月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画事業の種類及び名称

三次圏都市計画道路事業三・四・一一八号巴橋粟屋線

二 施行者の名称

広島県

三 事務所の所在地

広島県三次市十日市東四丁目六番一号

四 事業地

収用の部分

広島県三次市三次町及び粟屋町地内

使用の部分

広島県三次市三次町及び粟屋町地内